医政発 0 6 2 5 第 8 号 平成 2 6 年 6 月 2 5 日

各都道府県知事 殿

厚生労働省医政局長 (公印省略)

診療放射線技師法施行令の一部を改正する政令の施行について

「診療放射線技師法施行令の一部を改正する政令」(平成26年政令第226号)が本日付けで公布・施行されたところである。

この政令の内容は下記のとおりであるので、御了知の上、貴管内の市町村(特別区を含む。)、関係機関、関係団体等に周知方願いたい。

記

1 政令の内容

診療放射線技師法(昭和26年法律第226号)第24条の2の規定により、診療放射線技師は、医師又は歯科医師の指示の下、診療の補助として、磁気共鳴画像診断装置その他の画像による診断を行うための装置であって政令で定めるものを用いた検査を行うことを業とすることができるとされているが、この装置として「核医学診断装置」を新たに加えるものとしたこと。

2 施行期日

平成26年6月25日